

みちのく潮風トレイルを中心とした 三陸地域の誘客拡大推進業務

企画提案実施要領

令和 7 年 5 月

公益財団法人さんりく基金

この「企画提案実施要領」（以下「実施要領」という。）は、公益財団法人さんりく基金（以下「基金」という。）が実施する「みちのく潮風トレイルを中心とした三陸地域の誘客拡大推進業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関し、プロポーザルに参加しようとする者（以下「プロポーザル参加者」という。）が了知し、かつ、遵守しなければならない事項を定めるものである。

（本事業は、観光庁補助事業の採択を前提として募集を行っており、採択状況等により、募集の停止、事業内容の変更、契約しないこと等の措置を行うことがある。）

1 契約の種類

本契約は、公募型プロポーザル方式によるものであり、業務提案の審査により委託候補者を選定し、「業務仕様書」に掲げる業務について、基金と委託候補者が協議の上、契約を締結するものである。

2 業務内容

- | | |
|--------------|-----------------------------------|
| (1) 業務件名及び数量 | 「みちのく潮風トレイルを中心とした三陸地域の誘客拡大推進業務」一式 |
| (2) 業務の仕様等 | 資料2「業務仕様書」のとおり |
| (3) 履行期間 | 委託契約締結の日から令和8年2月6日（金）まで |
| (4) 予算額 | <u>5,512,650 円以内（税込）</u> |

3 プロポーザル参加者の資格に関する事項

本業務に関するプロポーザル参加者は、以下に掲げるプロポーザル参加資格の要件（以下「参加資格」という。）全てを満たしている者であり、かつ、基金代表理事から参加資格の確認を受けた者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、この場合は、代表者を定めた上でプロポーザルに参加するものとし、基金との契約の当事者は当該代表者とする。

共同提案の場合、基金は必要に応じて、代表者以外の構成員についても、「4 プロポーザル手続き等に関する事項」に定める参加資格の確認に必要な書類（以下「参加資格確認申請書類」という。）の提出を求める場合がある。

〔参加資格の要件〕

- (1) 岩手県内に本社、支社、営業所又はこれに類する事業拠点を有する者で、本業務の実施について、基金の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (2) 過去3年間に於いて類似事業の受注等の実績を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。
- (6) 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事務所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められる者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- ※基金は事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。
- (8) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (9) (8)に定める期間内に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日建振第 281 号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日出総第 24 号）などに基づく指名停止を受けていない者であること。
- (10) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

4 プロポーザル手続等に関する事項

(1) 担当部

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号
公益財団法人さんりく基金 企画総務部
電 話 019-629-5196
電子メールアドレス kikaku@sanriku-fund.jp

(2) 実施要領等の交付

プロポーザルに関する下記の実施要領等について、基金公式ホームページに掲載する。

※トップページ (<https://sanriku-fund.jp/>) → 「お知らせ一覧へ」

資料 1	企画提案実施要領（本書）
資料 2	業務仕様書
資料 3	企画提案審査要領

(3) 実施要領等に関する質問の受付・回答

実施要領等に関する質問は、【様式 1-1】「実施要領等に関する質問票」により受け付ける。

ア 受付期間 令和 7 年 5 月 26 日（月）午後 5 時まで

イ 提出方法 原則として電子メールにより担当部宛提出する。

ウ 回答方法 受け付けた質問については、質問事項と回答事項を取りまとめて基金公式ホームページに掲載する。

エ 回答期日 随時、回答する。

なお、最終回答の期日は令和 7 年 5 月 29 日（木）とする。

(4) 参加資格の確認

プロポーザル参加者は、下記提出期限までに参加資格確認申請書類を担当部まで持参又は郵送により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 参加資格確認申請書類

- | |
|--|
| (ア) 【様式 1-2】 企画提案参加資格確認申請書 |
| (イ) 【様式 1-3】 会社概要及び過去 3 年間の主な類似事業の受注等実績（パンフレット等でも可） |
| (ウ) 直近の財務諸表 |
| (エ) 【様式 1-4】 受付票 |
| (オ) 企画提案参加資格確認結果の通知用封筒一式（長型 3 号封筒に企画提案参加資格確認結果の通知の送付先を明記し、定型郵便物 110 円の切手を添付したもの） |

イ 提出期限 令和 7 年 6 月 2 日（月）午後 5 時〔必着〕

(ア) 持参の場合は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間に担当部に直接提出のこと。

(イ) 郵送の場合は書留とし、期日までに担当部に必着のこと。

ウ 確認結果 参加資格の確認結果は、令和 7 年 6 月 5 日（木）までに通知する。

エ 留意事項

(ア) 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又はプロポーザル参加資格が認められなかった者は、企画競争に参加することができない。

(イ) 参加資格の確認は、上記「イ 提出期限」の日をもって行う。

- (ウ) 資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合には、プロポーザル参加資格を取り消すことがある。
- (5) 参加資格の喪失
- 参加者は、下記「6 委託候補者の選定方法等に関する事項」で定めるプレゼンテーションの実施日までに、参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。
- (6) 参加資格が認められなかった者に対する説明
- ア 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、基金代表理事に対し、書面（様式任意）によりその理由の説明を求めることができる。
- (イ) 提出期限 令和7年6月11日（水）午後5時
- (イ) 提出場所 4の(1)に同じ。
- (ウ) 提出方法 持参による。
- イ 代表理事は、説明を求められたときは、令和7年6月13日（金）までに説明を求めた者に対し書面でその理由を回答する。
- (7) プロポーザルへの不参加
- ア プロポーザルの参加資格を認められた者が「6 委託候補者の選定方法等に関する事項」で定めるプレゼンテーションに参加しない場合は、企画提案選考委員会の実施日の前日までに、【様式1-5】プロポーザル参加辞退届を担当部まで持参又は郵送により提出しなければならない(必着のこと)。
- イ アによりプロポーザルに参加しなかった者は、これを理由として、以降基金が実施する他のプロポーザル等について不利益な取扱いを受けることはない。

5 企画提案書等に関する事項

- (1) 企画提案書等の作成
- プロポーザル参加者は、資料2「業務仕様書」に掲げる業務内容に関して、次の事項を明確にした書類（以下「企画提案書等」という。）を作成すること。
- なお、企画提案書等はA4の用紙に記載し、表紙及び目次を含め概ね20枚以内とし、文字の大きさは10.5ポイント以上とすること。
- ア 具体的な実施内容及び実施方法（資料2「業務仕様書」に掲げる事業内容毎に整理して作成）
- イ 業務実施全体スケジュール
- ウ 業務実施体制（組織体制及び人員配置等）
- (2) 費用積算内訳書の作成
- 企画提案書等とは別に作成し、本業務の実施に要する費用の内訳を明らかにすること。

※費用積算内訳書については、積算した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって積算額とし、プロポーザル参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の 110 分の 100 に相当する金額を費用積算内訳書に記載すること。

(3) 企画提案書等の提出

プロポーザル参加者は、企画提案書等を次により提出すること。

ア 提出部数

(ア) 企画提案書 7 部

(イ) 費用積算内訳書 7 部

イ 提出期限

令和 7 年 6 月 16 日（月）午後 5 時まで

ウ 提出先

4(1)に同じ。

エ 提出方法

(ア) 持参又は郵送により提出すること。

(イ) 持参の場合は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間に持参すること。

(ウ) 郵送の場合は、封筒の表に企画提案書等在中の旨を朱書きで記載し、配達証明付書留郵便にて期日までに提出すること。

オ その他

(ア) 提案は 1 者につき 1 提案とし、複数提案を認めない。

(イ) 企画提案に当たり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保有者等から承諾を得ること。

(ウ) 一度提出した企画提案書等は、これを書き換え、引き換え、撤回することができないものとする。

(エ) ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。

(4) 企画コンペ提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

ウ その他、企画提案に関する条件に違反した提案

6 委託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 委託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、資料3「企画提案審査要領」に基づき、審査・選考に係る委員会において行う。

なお、企画提案等の内容が、上記「2 業務内容」(4)の予算額を超えた場合は、審査の対象としないものとする。

(2) 審査・選考に係る委員会の開催

ア 開催日 令和7年6月18日(水) (予定) (詳細は別途通知する。)

※ 企画提案の提出状況などにより、開催時期が変更となる場合がある。詳しくは別途通知する。

イ 開催場所 盛岡市内(予定)

ウ 開催方法等

(ア) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。なお、プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン及びプロジェクターの使用は認めるが、追加資料等の提出は認めない。

(イ) 参加者が4者を超える場合には、委員会の一次審査部会において、企画提案書の審査を実施し、上位と評価された4者により、委員会において、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行う。

(3) 委託候補者の決定

ア 基金は、企画提案選考委員会の審査結果に基づき、第1順位の委託候補者を決定する。

イ 審査結果は、委託候補者を決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。

ウ 第1順位の委託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

7 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約保証金 会計規則(平成4年岩手県規則第21号)に基づき判断する。

(3) 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、資料2「業務仕様書」と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、基金と委託候補者との協議により契約締結段階において項目の追加、変更又は削除を行うことがある。

(4) 契約結果の公表

基金は、本契約について、契約締結の日から概ね15日以内に、関係事項を基金公式ホームページ上で公表する。

8 公正なプロポーザルの確保

- (1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) プロポーザル参加者は、プロポーザルに当たっては、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) プロポーザル参加者は、委託候補者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

9 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア プロポーザル参加者が基金に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。

イ 提出書類は返却しない。

ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則としてプロポーザル参加者が負う。

(2) プロポーザル参加に要する経費

プロポーザル参加に要する経費は、全てプロポーザル参加者が負担するものとする。

(3) スケジュール

公告	5 月 19 日（月）
質問票の提出期限	5 月 26 日（月）
質問に対する回答期限	5 月 29 日（木）
企画提案参加確認申請書の提出期限	6 月 2 日（月）
企画提案書等の提出期限	6 月 16 日（月）
企画提案審査	6 月 18 日（水）（予定）
企画提案審査結果の通知	6 月下旬～7 月上旬（予定）
契約締結	7 月下旬～8 月中旬（予定）